

第四十二号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

一 債権の概要

(一) 債務者 江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 三十九万九千五百三十一円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 六千三百七十五円

債権発生日 平成三十年八月二十九日

債権発生の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

(二) 債権イ

債権の額
一万三千円

六号) 第一百五十九条

債権発生日 平成三十年九月二十一日

債權發生理由地方自治法施行令第一百五十九條

(三) 債権ウ

債権の額
二万五千円

債権発生日 平成三十年九月二十八日

債權發生理由 地方自治法施行令第一百五十九條

(四) 債権工

債権の額
二万五千円

三 放棄する理由

(五) 債權才

債権発生理由	平成三十年九月二十八日
債権発生理由	地方自治法施行令第五百十九条

債権の額
二万五千円

債権発生日 平成三十年九月二十八日

債權發生理由地方自治法施行令第一百五十九條

(六) 債権力

債権の額	一万八千九百八十円
------	-----------

債権発生日 平成三十年十月二十四日

債權發生理由 地方自治法施行令第一百五十九條

(七) 債権

債権の額 十三万二千九百六十七円

債権発生日 平成三十年十一月十九日

債權發生理由生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四

号) 第六十三条

(八) 債権者

債権の額	二万二千五百三円
------	----------

令和二年一月十四日

債權發生理由 地方自治法施行令第五百五十九條

(九) 債権

債権の額 十三万七千六百円

債権発生日 令和二年七月八日

債權發生理由生活保護法第六十三條

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和三年二月二十四日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。